

## 学習のポイント

- ◆このユニットでは、企業が守るべき環境に関する法制度の理念や概要などについて学びます。
- ◆環境法には**環境基本法**のような基本的な理念を定めたものから、**大気汚染防止法**や**水質汚濁防止法**、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**などのような規制を定めたものまで、さまざまな種類があります。企業はそれぞれの法律や政省令、告示などに基づく規制や基準を守る必要があり、違反すると厳しい罰則を科せられることがあります。
- ◆環境に関する法律は、日々制定や改正が行われており、これまで対象外であった事業が、新たに規制の対象となることもあります。社会状況の変化などに対応して頻繁に見直しが行われますので、定期的なチェックが必要です。
- ◆法律による規制以外にも、国際規格であるISO14001などの環境マネジメントシステム（EMS）も、企業が環境への取組みを継続していく上で重要な仕組みとなっています。
- ◆公害の発生を防いだり、廃棄物の発生を抑制したりするのは企業の責務です。環境法の基本理念を踏まえ、環境に配慮した事業活動を行うことは、持続可能な企業経営を行うために欠かせません。



本文中の法令名のうち、略称を使用しているものは以下のとおりです。

- 環境影響評価法 → 環境アセスメント法
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 → 公害防止組織法

# Q01 環境法に違反した場合の責任は？

環太さんの友人が勤める会社が、基準を超えた排水を川に流したとニュースで報じられています…



友人の話によると、工場の担当者が汚水を流してしまったそうです。



懲役か罰金が科されるかもしれないな。それに従業員の違反で企業が罰せられる場合もあるよ。



まさか！そこまで厳しくはないでしょう？

## 問題

次のうち正しいのはどちらでしょうか？

- A** 違反した従業員だけでなく企業も責任を問われることがある
- B** 違反は個人がしたことだから、企業は責任を問われない

## 正解

### A 違反した従業員だけでなく企業も責任を問われることがある

## 解説

多くの環境に関する法律（環境法）は、公害などから人の健康を守り、また環境を保全するために罰則を設けています。例えば、大気汚染防止法や水質汚濁防止法は、所定の工場などから基準を満たさないばい煙や排水を排出することを禁止していますが、これらに違反すると、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。また、都道府県知事の改善命令に違反した場合には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。実際に違反を犯してしまった工場などの担当者だけでなく、法人も罰せられる両罰規定もありますので、注意が必要です。

## ポイント

- ☀️ 多くの環境法は罰則を設けている。
- ☀️ 行為者だけでなく法人も罰する両罰規定もある。



### 厳しくなる「環境法」

2011年4月に大気汚染防止法と水質汚濁防止法の改正法が施行され、ばい煙や排水の測定結果を記録しなかったり、改ざんしたり、記録を保存しなかったりした者に対して、30万円以下の罰金が科されることになりました。2012年6月には、水質汚濁防止法の規制対象が有害物質を使用・貯蔵する所定の施設の設置者に拡大されました。「環境法」は社会状況の変化などに対応して厳しく見直しが行われますので、定期的なチェックが必要です。

## Q33 廃棄物の処理は誰の責任？

工場に出る廃棄物の処理について、環太さんと江古課長が話しています…



廃棄物の処理にはいろいろな規制があって、処理業者も大変だな。



当社は信頼できる処理業者と契約しているので、すべて任せておけばだいじょうぶですね！

### 問題

環太さんの考えに問題はないでしょうか。

- A** 問題はない
- B** 問題になる可能性がある

## 正解

### B 問題になる可能性がある

## 解説

廃棄物処理法は、廃棄物を適正に処理するためにさまざまな規制を行っています。事業者には、排出者責任の原則に基づき、事業活動にともなって生じた廃棄物を自らの責任で正しく処理する義務があります。また、廃棄物をリサイクルしてその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売などの際には廃棄物になっても処理しやすい製品や容器づくりを行う責務があります。

産業廃棄物を排出する事業者には、自らの責任で処理するか処理業者に委託して処理することが義務づけられています。処理を委託する場合は、委託基準を守る義務があります。産業廃棄物の引渡し時には産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付してその照合や保存を行う義務があります。さらに、最終処分まできちんと行われたかを確認する努力義務もあります。

## ポイント

- ☀️ 廃棄物処理法は廃棄物を適正に処理するため、処理や委託に関する規制を行っている。
- ☀️ 事業者は産業廃棄物を、自らの責任で適正に処理する義務を負う。

# Q34 社有地で産業廃棄物を保管する場合も、保管基準を守らなくてはならないの？

工場で出た産業廃棄物の処理を委託するまでの間、社有地の保管場を増やしておこうと考えた環太さん…



ちょうどいい具合に空いている場所があるので、そこに保管場を増やしておきましょう。



産業廃棄物を保管する時は基準を守らなくてはいけないんじゃないのか？



社有地ですから、なにをしても文句はいわれませんよ。

## 問題

社有地で産業廃棄物を保管する場合でも、保管基準を守る必要があるでしょうか？

- A** 保管基準を守らなくてはならない
- B** 保管基準を守らなくてもよい